

# 農業委員会だより

vol. **24**

2026.3.31

## 農地の賃借の方法が変わりました

国の制度改正にともなって、令和7年4月から賃借の手続きの方法が変わりました。  
相対の契約 **2 利用権設定** から **3 農地中間管理事業** を挟む手続きに一本化されました。

令和7年3月31日まで

令和7年4月1日以降

1 農地法3条

継続

1 農地法3条

2 利用権設定等(相対)※

一本化

3 農地中間管理事業

3 農地中間管理事業

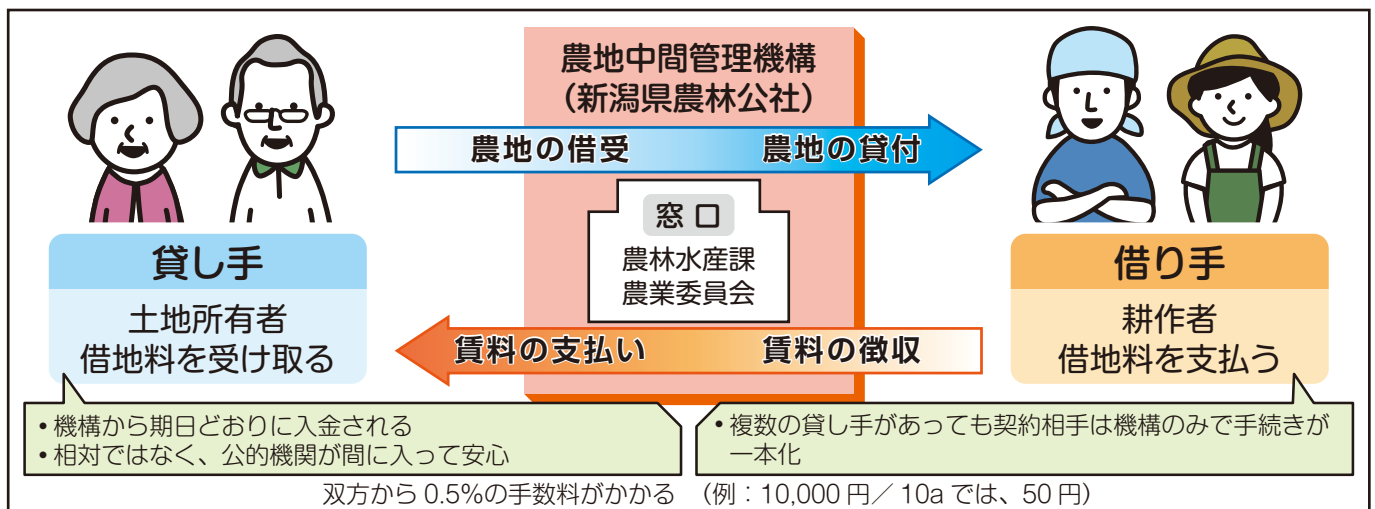
※ **2 利用権設定** では、同一契約の期間延長ができる場合があります。

※ **2 利用権設定** の満期を迎えていない既存契約は有効です。



### 農地中間管理事業とは？

- 農地の賃借は、農地中間管理事業（貸し手と借り手の間に農地中間管理機構が入る契約）が主になります。
- まずは、貸し手、借り手の双方で内容を確認しましょう。



# 糸魚川市農作業標準料金表

## 1. 農作業 標準賃金

(単位：円)

作業区分	基準	賃金	摘要
一般作業 (標準賃金)	8時間 / 日	9,000	◎まかない (食事) なし。 ※ただし、作業内容・程度により受委託者間で協議する。

## 2. 農業機械作業 標準料金 (消費税含む)

作業名	機械等	区分	基準	作業料金	摘要
水田 耕起	トラクター	未整備田	10a	8,400	◎「整備田」とは土地改良法に基づく整備田とする。
		整備田	10a	7,600	
水田代かき	トラクター	未整備田	10a	9,800	◎1枚 10a 未満の圃場は5割を上限として割増を加算する。
		整備田	10a	9,400	
田 植	田 植 機	未整備田	10a	8,500	◎湿田、倒伏など作業条件の悪い場合は5割を上限として割増を加算する。ただし、著しく条件が劣悪な場合は、この限りではない。
		整備田	10a	7,700	
田 植	側条施肥田植機	未整備田	10a	9,500	◎補助作業は標準料金外とし、受委託者間で協議する。 ◎側条施肥田植機は肥料代を含まない。
		整備田	10a	8,800	
稲刈り	コンバイン	未整備田	10a	23,300	◎隅植えや隅刈りは委託者が行う。
		整備田	10a	20,500	
生もみ運搬 ※	自動車等	—	玄米 60kg	220	◎道路受けとする。
乾燥・調製 (もみ摺)		玄米 60kg		2,700	◎生もみについては、水分30%以上は標準料金の2割を加算する。 ◎乾燥・調製を基本とし、乾燥のみ・もみ摺のみは受委託者間で協議する。 ◎くず米を含む。
		玄米 60kg (色選利用)		3,500	
土改材散布	機 械	—	10a	1,280	◎140kg/10a 散布基準
溝 切 り	乗用に限る	—	10a	1,720	◎枕地を含め 10a の圃場で2往復、30a の圃場で3往復とする。排水口へのつなぎ作業は委託者が行い、基本作業以上の溝を切る場合は協議する。
		—	30a	2,800	
畦 塗 り	機 械	—	1m 当たり	70	◎畔の片面
ドローン	平坦地	—	10a	1,600	◎肥料代等を含まない。

耕地条件や作業内容等、実情により摘要事項を確認し両者で協議のうえ決定してください。また、作業料金は機械による作業のみの料金です。田植え等で補助員がつく場合は、農作業標準賃金を目安に料金を両者で協議して決定してください。

## 3. 機械の移送料金

作業名	基準	料金	摘要
トラクター・田植機・コンバインの移送料 ※	片道 (1回当たり) 5km 以内	3,200	◎5kmを超える場合の加算額は、受委託者間で協議する。

※受託者が農作業を行うための付帯作業として運搬する場合に限る。

◎上記に記載した料金はあくまでも目安です。実際の金額は耕地条件、稲の倒伏状況などにより、両者で協議のうえ決定してください。

# 糸魚川市内の昨年の 水田の賃借料参考額

令和7年1月から令和7年12月までに締結・公告された農地（田）の賃貸借における10a当たりの賃借料の水準は次の表のとおりです。

「賃借料情報」は賃借料の範囲を定めるものではありません。個々の事情を勘案して貸し手・借り手で話し合い決めてください。

※地域によっては、農地の利用調整を図るためのルールや目安となる賃借料を設定する場合があります。

## 【令和7年賃借料情報】

(田10a当たり)

地区名	お金での支払い				お米での支払い	
	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (筆数)	平均量 (kg)	データ数 (筆数)
浦本地区	—	—	—	—	—	—
下早川地区	9,400	25,800	6,300	99	36	164
上早川地区	7,400	13,000	3,000	116	29	36
大和川地区	9,100	10,000	7,000	19	34	6
西海地区	7,000	10,000	2,700	256	27	14
糸魚川地区	—	—	—	—	50	42
大野地区	9,200	12,100	8,000	93	26	30
根知地区	8,000	17,400	4,000	146	—	—
小滝地区	—	—	—	—	—	—
今井地区	8,900	12,000	5,000	59	—	—
磯部地区	9,200	10,000	5,000	116	33	18
能生地区	—	—	—	—	—	—
能生谷地区	9,400	18,600	5,000	47	48	180
木浦地区	—	—	—	—	—	—
青海地区（全域）	—	—	—	—	—	—

(補足) \*1 データ数は、集計に用いた筆数です。

\*2 著しく高額又は低額な契約、**無償の賃借契約はデータから除外しています。**

\*3 平均額・平均量は、10a当たりの平均値です。

\*4 申請件数の少ない地域は表示していません。

\*5 平成21年の農地法改正により標準小作料制度は廃止されました。



### 『農地パトロールを 実施しました』

農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が農地の適正利用を確認するため、農地パトロールを実施しています。

農地を適正に管理しないと、雑草が茂り、病害虫等が発生しやすいため、隣接の方に迷惑をかけてしまいます。所有者は、自己管理のもと、農地の適正管理を行いましょう。

農業で働く方のライフステージに寄り添う年金制度です。

## 農業者年金に加入しませんか？

保険料の見直し・脱退や再加入可能!

加入対象 60歳未満の国民年金第1号被保険者  
年間60日以上農業に従事している方

掛け金 1万円  
積み立て 1万円  
年金 1万円

関心のある方は農業委員会事務局へ

# 「農地」のあれこれ、こんな時どうすれば？

農地には、「農地法」という農地を守る法律があります。場面に応じて手続きがありますので、参考にしてください。



## Q 農地を借りたい・貸したい

**A** 農地を借りる際の手続きは次の2種類あります。(手続きは市役所内農業委員会で受付しています)

名称	難易度	契約方法	契約期間	手数料
農地中間管理事業 ※1	比較的 容易	中間管理※2 (新潟県農林公社が間に入る)	原則10年	賃料の0.5% /年
農地法3条	比較的 難しい	地主と耕作者の相対	自由(上限50年)	無し

※1「農地中間管理事業」は、1ページに詳細が掲載されています。

※2 契約では地主、耕作者の両者の間に入りますが、賃料の交渉等は、相対でご相談ください。



## Q 農地を相続した ①手続きしたい

**A** 農地法第3条の3の規定による届出が必要です。



## Q 農地を相続した ②農地がどれほどあるのか知りたい

**A** 固定資産税の名寄せ、農業委員会で管理している農地台帳で確認

## Q 農地を相続した ③農地が何処にあるのか知りたい

**A** おおよその位置情報が分かるサイトとして、**eMAFF 農地ナビ**



## Q 農地に関する手続きを誰かにしてほしい

**A** 農業委員会では書類を作成できません(※一部を除き)ので、行政書士にご相談ください。  
※農地中間管理事業における農地の貸借契約は、農業委員会で契約書を作成します。

### 糸魚川市農業委員会からのお知らせ

農地法第3条の権利移転、農地法第4・5条の農地転用の許可申請書に添付を必須としておりました土地の登記事項証明書(全部事項証明書)については、令和8年2月16日から添付を省略できることになりました。

詳しくは、農業委員会までお問い合わせください。

糸魚川市農業委員会事務局(糸魚川市役所内3階)

TEL. 025-552-1511 FAX. 025-552-1086

